

平成 28 年度

鎌倉市健全化判断比率等及び  
資金不足比率等審査意見書

鎌 倉 市 監 査 委 員

## 1 審査の対象

- (1) 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 平成28年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

平成29年8月7日から平成29年8月21日まで

## 3 審査の方法

平成28年度決算に基づく健全化判断比率等及び平成28年度決算に基づく資金不足比率等が適正に作成されているか、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、適切な算定要素が健全化判断比率及び資金不足比率の計算に用いられているかなどに主眼をおき審査した。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及び資金不足比率等はいずれも法令等の規定に沿って作成されており、記載金額及び数値は関係諸帳簿類と符合し、計数的に正確であると認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率は次の表のとおりであり、各比率の概要及び意見等については以下に述べるとおりである。

健全化判断比率 (単位：%)

区 分	本市の比率		早期健全化基準		財政再生基準
	28年度	27年度	28年度	27年度	
実質赤字比率	—	—	11.57	11.59	20
連結実質赤字比率	—	—	16.57	16.59	30
実質公債費比率	-0.1	-0.9	25		35
将来負担比率	—	—	350		

資金不足比率 (単位：%)

区 分	本市の比率		経営健全化基準	財政再生基準
	28年度	27年度		
下水道事業特別会計	—	—	20	

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

- ① 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ② 標準財政規模：標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

本市の場合の普通会計に相当する会計とは、一般会計、鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計であり、これらの実質収支の合算額が黒字のため、実質赤字比率は「－」として表示している。

(参考)

計算上の数値は△6.50%（前年度は△6.34%）となっており、早期健全化基準の数値11.57%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

- ① 連結実質赤字額：a + b
- a 一般会計及び公営企業以外に係る特別会計の実質収支額
- b 公営企業に係る特別会計の資金不足額又は剰余額
- ② 標準財政規模

本市の場合はa、bいずれも黒字のため、連結実質赤字比率は「－」として表示している。

(参考)

計算上の数値は△11.10%（前年度は△10.19%）となっており、早期健全化基準の数値16.57%を下回っている。

## ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}}{\text{⑤} - \text{④}} \text{ の 3 か年平均}$$

- ① 地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金：a～eの合計額
  - a 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
  - b 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
  - c 組合等（本市の場合、神奈川県後期高齢者医療広域連合）が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
  - d 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
  - e 一時借入金の利子
- ③ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- ④ 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- ⑤ 標準財政規模

本市の場合は実質公債費比率（単年度）が26年度は-1.15204%、27年度は-0.32039%、28年度は1.00556%（各年度小数点以下6位を四捨五入して算出）であり、3か年平均で-0.1%（小数点以下2位を切り捨てして算出）となり早期健全化基準（25%）を下回っている。

28年度の実質公債費比率は、前年度から0.8ポイント上がった。

これは、実質公債費比率の27年度の算定基礎となる3か年平均が25～27年度、28年度の算定基礎となる3か年平均が26～28年度となり、算定に影響のある25年度と28年度を比較すると、28年度の実質公債費比率（単年度）が2.33500ポイント上回ったためである。

主な要因は、②の準元利償還金が増加したことにより、分子が増加したことによるものである。

## エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}}$$

### ① 将来負担額：a～hの合計額

- a 一般会計等に係る当該年度の前年度末における地方債現在高
- b 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- c 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- d 当該団体が加入する組合等（本市の場合、神奈川県後期高齢者医療広域連合）の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- e 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- f 地方公共団体が設立した一定の法人（本市の場合、土地開発公社）の負債の額、地方公共団体が設立した一定の法人以外の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- g 連結実質赤字額
- h 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

### ② 充当可能財源等：i～kの合計額

- i 充当可能基金額：a～fの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- j 特定財源見込額
- k 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

### ③ 標準財政規模

### ④ 算入公債費の額及び算入準公債費の額

本市の場合は将来負担額が充当可能財源等を下回っているため、将来負担比率は「－」として表示している。

### (参考)

計算上の数値は△10.6%（前年度は△3.5%）となっており、早期健全化基準の数値350%を下回っている。

(2) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

① 資金の不足額（法非適用企業）： $a + b - c - d$

a 歳出総額

b 算入地方債の現在高：建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高

c 歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源：翌年度に繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額、事業繰越額及び支払繰延額の合算額からこれらに係る未収入特定財源を控除した額

d 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

② 事業の規模（法非適用企業）： $e - f$

e 営業収益に相当する収入の額

f 受託工事収益に相当する収入の額

本市の場合は下水道事業特別会計における資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「－」として表示している。

(参考)

計算上の数値は $\Delta 4.98\%$ （前年度は $\Delta 5.84\%$ ）となっており、経営健全化基準の数値 $20\%$ を下回っている。

(3) 意見

本市の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全性が保たれている。資金不足比率も経営健全化基準を下回っており、経営状況は健全性が保たれている。

今後も、当該比率に十分留意の上、財政の健全な運営に努められたい。